意見書案第３号

核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

地方自治法第９９条の規定により、関係行政庁に対し『核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和８年１０月２７日

京田辺市議会

議長　久保　典彦　様

提出者　京田辺市議会議員　河田　美穂

〃　田原　延行

〃　青木　綱次郎

〃　向川　弘

〃　上田　毅

〃　菊川　和滋

〃　吉高　裕佳子

核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）

現在、国際社会では、ウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化、厳しさを増すアジアの安全保障環境等を背景に極めて深刻な状況が続いており、核兵器による威嚇や使用への懸念が一段と高まっている。

こうした状況下、核兵器の開発・保有・使用等を禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約（ＴＰＮＷ）は、核兵器の非人道性を国際法上位置づける重要な枠組みとしてその存在感を増している。

同条約は２０２１年１月に発効し、２０２６年で５年を迎える。これまでに３回の締約国会議が重ねられ、２０２６年１１月には初となる「第１回再検討会議」が開催予定であり、「核兵器のない世界」に向けた議論を前進させる重要な節目となる。

核兵器の使用は人道上回復不能な被害をもたらすものであり、国民の生命を守り、国際社会の安全を維持する観点からも、核リスク低減と核廃絶に向けた取り組みは世代を超えた最重要課題である。

唯一の戦争被爆国であるわが国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし、現時点で日本は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない。

一方で、わが国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、日本の安全保障における米国の拡大抑止の役割や、核兵器禁止条約が核抑止の考え方を否定していることとの関係については、慎重な検討が必要である。また、核軍縮を進める上では、核兵器国と非核兵器国との間に深い立場の隔たりがある現実を踏まえ、対話と相互理解を積み重ねることが欠かせない。

こうした課題を直視しつつも、核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上の影響を踏まえれば、核リスクの低減と核軍縮に向けた国際的な議論から距離を置くべきではない。同会議へのオブザーバー参加は、議論の動向を直接把握し、日本の立場や被爆の実相を伝えると同時に、現実的かつ実効的な核軍縮・不拡散体制の推進に貢献する有意義な一歩となる。

よって、政府におかれては、核兵器禁止条約第１回再検討会議へオブザーバーとして参加し、わが国の安全保障上の課題も踏まえながら、核兵器国と非核兵器国双方の対話を促進し、核兵器廃絶に向けた国際的な議論に積極的に関与されるよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣